

様式 1

**御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務
説明会参加申込書**

令和 7 年 12 月 8 日（月）の説明会について、次の者の参加を申し込みます。

事業者名	
参加者職・氏名 ※ 1 事業者につき 2 名以内でお願いします	
電子メールアドレス	
連絡先電話番号	

参加申込書は電子メールで提出してください。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けません。

- ・ 申込期限：令和 7 年 12 月 4 日（木）正午必着とします。
- ・ 会場の都合により、やむを得ず出席者を 1 事業者につき 1 名に限る場合があります。その場合は、別途連絡します。

【提出先】

御堂筋ランウェイ実行委員会事務局

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ）

- ・ 電子メール：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 「件名」に「【説明会参加申込：御堂筋ランウェイプロポーザルについて】」と記載して送付してください。

- ・ 電話番号：06-6210-9304

※ 電子メール送信後、必ず到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

※ 障がい等により配慮を希望される場合は、事務局にご連絡ください。

【会場場所】

○日時：令和 7 年 12 月 8 日（月）10 時 30 分～（受付：10 時 15 分～）

○場所：大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階 スポーツ課会議室

（大阪市福島区野田 1 - 1 -86）

※説明会に参加される方は、募集要項、仕様書、様式をご持参ください。

様式 2 - 1

御堂筋ランウェイ 質問票

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

(質問者)
所在地
商号又は名称
氏名又は担当者名

該当箇所 (質問が生じた資料名 及び資料の頁番号等)	質問内容	質問理由等

※ 質問に対する回答は、御堂筋ランウェイのホームページに掲載し、個別回答はしません。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/midousuji/bosyu2026.html>)

※ 欄が不足する場合は適宜追加してください。その際、質問票が2ページ以上になっても構いません。

様式 2 - 2

御堂筋ランウェイ 質問と回答

年 月 日

該当箇所	質問内容	回答

※質問内容は、事務局で一部編集する場合があります。

様式 3

受付番号

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務
企画提案応募申請書

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

(申込者)
所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集に応募したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、関係書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと、「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載された応募資格を満たしていること及び募集要項に記載された事項を遵守することを誓約します。

また、募集要項に記載された失格事項に該当したときは、失格とされても何ら異議の申立てをしません。

応募提案者	
事業者名等	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者連絡先	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）、役職名	
所在地	〒
電話番号（代表・直通）	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式 4－1

受付番号

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務

提案書

正 本

応募提案者名

様式 5－1

受付番号	
------	--

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務

提案書

副 本

※副本には会社名等応募提案者を類推できる記載は行わないこと。

これに反した場合、募集要項「6 失格事項」－「(6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合」に該当したものとみなし、失格とする。

様式 6

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務

応募金額提案書

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

(申込者)
所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

標記については、下記のとおりです。なお、各事業の内訳は別紙のとおりです。

記

件名：御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務

合計金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むこと。
金額は訂正しないこと。
金額記載の文字はアラビア字体とすること。
金額の頭に＼記号をつけること。

内訳

項 目	金 額	備 考
1 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (企画運営)		
2 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (国内広報)		
3 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (海外広報)		
4 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (許認可届出文書作成)		
5 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (効果検証)		
6 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (演出)		
7 会場設営及び搬入出に係る業務 (ステージ等関係)		
8 会場設営及び搬入出に係る業務 (その他経費)		
9 自主警備、交通規制に係る業務 (自主警備)		
10 自主警備、交通規制に係る業務 (交通規制等資機材)		
11 自主警備、交通規制に係る業務 (交通規制予告看板・横断幕等設置関係)		
12 自主警備、交通規制に係る業務 (交通規制広報)		
13 保険関連費用		
消費税及び地方消費税 (上記 1～12 に係る)		
合 計		

※ 行が不足する場合は、追加すること。

※ 項目内容が重複しないように留意して作成し、明細書を添付すること。

様式 7

業務担当予定者の経歴

分担・氏名 専任／兼任の区分	立場・役割等	実務経験年数 保有資格	最近 10 年間の主要な実績		
	担当業務		案件名	規模 (千円)	立場・ 役割等
	(略記)				
氏名	総責任者	年 (保有資格)			
(歳) ☐ 専任 ☐ 兼任 事業者名：					
氏名		年 (保有資格)			
(歳) ☐ 専任 ☐ 兼任 事業者名：					
氏名		年 (保有資格)			
(歳) ☐ 専任 ☐ 兼任 事業者名：					
氏名		年 (保有資格)			
(歳) ☐ 専任 ☐ 兼任 事業者名：					

様式 8

業務実績申告書

過去の同種行事の実施実績は次のとおりです。

[illegible]

様式 9**共同企業体届出書**

代表構成員
御堂筋ランウェイ実行委員会 委員長 様 御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集について、下記の者と合同で参加します。なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、御堂筋ランウェイ実行委員会に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 1
御堂筋ランウェイ実行委員会 委員長 様 御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 2
御堂筋ランウェイ実行委員会 委員長 様 御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

※ 行が不足する場合は、追加してください。

様式 10

御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務に係る業務委託
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、御堂筋ランウェイ実行委員会（以下「発注者」という。）が発注する「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務」に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、.....年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務委託の請負契約の履行後6か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が発注者との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定に関わらず、発注者が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

- 1 名称.....
- 2 名称.....
- 3 名称.....
- 4 名称.....
- 5 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限
- (5) その他本件業務委託に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を

第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名
の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

様式 11（構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任）

委 任 状

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名



私儀 _____（職 氏名） _____ を代理人と定め、
「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務」に係る委託契約に関し、下
記の権限を委任いたします。

記

- 1 共同企業体結成に関する一切の件
- 2 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
- 3 委任期間 自： 年 月 日
至： 年 月 日

（注）委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくともかまいません。

様式 12-1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使用印鑑届

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

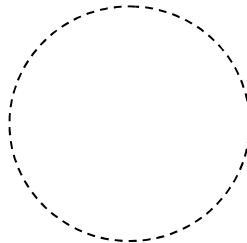
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務」に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



- 1 契約の締結に関すること。

(注) 本届は企業体の代表構成員のみ提出してください。

様式 12-2 (代表構成員が受任者の場合)

使用印鑑届

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

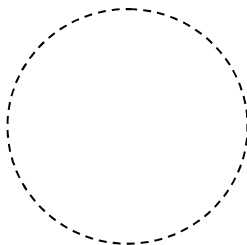
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社 △△支店

役職氏名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務」に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



- 1 契約の締結に関すること。

(注) 本届は企業体の代表構成員のみ提出してください。

誓 約 書

「御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務企画提案募集要項」に規定する企画提案応募資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会
委員長 様

所 在 地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式 14-1 (元請負人用)

事業名：御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務
誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、御堂筋ランウェイ実行委員会から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の御堂筋ランウェイ実行委員会に提出した書面等を、御堂筋ランウェイ実行委員会が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。）

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会 委員長 様

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日

(1) 次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
 - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
 - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
 - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
 - ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
- ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人大阪府暴力追放推進センターHPより）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

様式 14-2 (下請負人用)

事業名：御堂筋ランウェイの開催に係る企画調整、運営及び広報等業務
誓 約 書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、御堂筋ランウェイ実行委員会から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の御堂筋ランウェイ実行委員会に提出した書面等を、御堂筋ランウェイ実行委員会が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。）

年 月 日

御堂筋ランウェイ実行委員会 委員長 様

所在地
商号又は名称
代表者の氏名
代表者の生年月日 年 月 日

- (1) 次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。
- ①暴力団員
 - ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
 - ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者
- (2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）
- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
 - ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
 - ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
 - ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
 - ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
- ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人大阪府暴力追放推進センターHPより）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。